

「短期滞在」査証申請のための提出基本書類一覧表(中国籍の方)
 特に指定のないものは全て**原本**が必要です。

渡航目的	【査証申請人が準備するもの】	【日本側で準備するもの】
<p>➤ 観光</p> <p>※30日以上滞在する予定の場合は、身元保証人が必要となります。</p>	<p>① 旅券(査証欄の余白が2ページ以上あるもの)</p> <p>② 旅券コピー(UAE滞在許可証のページを含む)</p> <p>③ 査証申請書</p> <p>④ 写真(6ヶ月以内に撮影した鮮明なもの)</p> <p>⑤ 航空便予約確認書コピー</p> <p>⑥ 宿泊予約確認書コピー</p> <p>⑦ 滞在予定表又は日程表</p> <p>・行動予定、宿泊先(含む連絡先)が明記されているもの</p> <p>⑧ 渡航費用支弁能力を証する資料</p> <p>・役職、給与額及び休暇期間が記載された雇用主からの在職証明書</p> <p>・銀行ステートメントコピー(直近の過去3ヶ月分)</p> <p>⑨ アブダビ、アルアインに居住していることを証明するもの(公共料金請求書等住所表記があるもの)</p>	
<p>➤ 知人訪問</p> <p>➤ 親族訪問</p> <p>親族・姻族3親等以内の訪問</p>	<p>① 旅券(査証欄の余白が2ページ以上あるもの)</p> <p>② 旅券コピー(UAE滞在許可証のページを含む)</p> <p>③ 査証申請書</p> <p>④ 写真(6ヶ月以内に撮影した鮮明なもの)</p> <p>⑤ 航空便予約確認書コピー</p> <p>⑥ 渡航費用支弁能力を証する資料</p> <p>・役職、給与額及び休暇期間が記載された雇用主からの在職証明書</p> <p>・銀行ステートメントコピー(直近の過去3ヶ月分)</p> <p>⑦ (親族訪問の場合)</p> <p>・戸口簿写し(日本語または英語の翻訳を添付すること)</p> <p>・親族関係を証明する書類(出生証明書、婚姻証明書)</p> <p>⑧ (知人訪問の場合)</p> <p>知人関係を証明する資料(写真、手紙、Eメール等)</p> <p>⑨ アブダビ、アルアインに居住していることを証明するもの(公共料金請求書等住所表記があるもの)</p>	<p>① 招へい理由書</p> <p>② 滞在予定表(日本到着便から出発までの1日毎)</p> <p>③ 招へい人または身元保証人が外国人の場合には、「有効な在留カード裏表のコピー、住民票(記載事項(住民票コードを除く)に省略がないもの)及び旅券のコピー(身分事項及び出入国・在留許可関係の頁)」</p> <p>※渡航費用を身元保証人が負担する場合には次の④～⑥の資料を提出してください。</p> <p>④ 身元保証書</p> <p>⑤ 身元保証人に係わる次の書類のいずれか1点 (注)総所得が記載されているもの</p> <p>・所得証明書、または課税証明書(市区町村役場発行)</p> <p>・預金残高証明書</p> <p>・確定申告書控(写)</p> <p>(税務署受理印があるもの。但し、e-Taxの場合は「受信通知」及び「確定申告書」)</p> <p>・納税証明書(様式その2)</p> <p>⑥ 住民票(家族全員の続柄が記載されているもの)</p> <p>⑦ 在職証明書</p>
<p>➤ 短期商用等</p> <p>・会議出席</p> <p>・商用(業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査)</p>	<p>① 旅券(査証欄の余白が2ページ以上あるもの)</p> <p>② 旅券コピー(UAE滞在許可証のページを含む)</p> <p>③ 査証申請書</p> <p>④ 写真(6ヶ月以内に撮影した鮮明なもの)</p> <p>⑤ 航空便予約確認書コピー</p> <p>⑥ 所属先からの申請者の役職、渡航目的、渡航経費負担の有無を記した文書(書式自由)</p> <p>⑦ 所属先のトレードライセンスコピー(申請時に3ヶ月以上有効なもの)</p> <p>⑧ 所属先の銀行ステートメントコピー(直近の過去3ヶ月分)</p> <p>⑨ 日本での宿泊先予約確認書コピー</p> <p>⑩ アブダビ、アルアインに居住していることを証明するもの(公共料金請求書等住所表記があるもの)</p>	<p>① 招へい理由書</p> <p>② 滞在予定表(日本到着便から出発までの1日毎)</p> <p>※渡航費用を招へい元が負担する場合には次の③～④の資料を提出してください。</p> <p>③ 身元保証書</p> <p>④ 法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書(注)</p> <p>・上場企業は会社四季報写しを提出することで、法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書は提出不要です。</p> <p>・個人招へいの場合には、法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書の代わりに「在職証明書」を提出してください。</p>

- ①発行日が記載されている書類は、発行日後3ヶ月以内のもの、有効期限がある書類は、有効期限内のものを提出してください。
- ②上記書類以外に追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ③申請時の訪問予約は不要です。
- ④査証申請は、原則として本人申請となり、代理申請は認められません。